

令和7年度第2回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：令和7年10月6日（月） 午後1時～午後2時30分

場 所：京都市役所 本庁舎 環境政策局会議室

出席委員：越後信哉委員※、勝見武委員、小島理沙委員※、塩見康博委員※、高野靖委員※、竹見哲也委員※、東野達委員、平山貴美子委員※、本田晶子委員※、山田悦委員※

欠席委員：大久保規子委員、亀田佳代子委員、小杉隆信委員、柴田昌三委員、建山和由委員、田中晃代委員、道岡武信委員

（※＝オンライン参加）

【資料 1】乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

【資料 2】京都府知事からの意見照会文（写）

【資料 3】乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書に対する委員の主な意見等及び答申案

【資料 4】答申書（案）

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書について（諮問書）（写）

第14次京都市環境影響評価審査会委員名簿

議題 1 会長選任等

議題 2 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書について（諮問、審議及び答申）

議事 1 開会

2 議事 以下のとおり

3 閉会

－ 摘 録 －

事務局 委員数17名のうち10名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき、本審査会が成立していることを報告する。

事務局 議題1の会長の選任等を行う。会長は、規則第46条第2項の規定により、「委員の互選により定める」こととなっている。推薦等はあるか。

勝見委員 環境影響評価に深い造詣があり、また、これまで複数期にわたり会長として、各委員の幅広い御意見をまとめてこられた東野委員が適任かと思う。

（一同異議なし。東野委員が承諾。）

事務局 会長代理は、規則第46条第4項の規定により、会長が指名することとなっている。

東 野 会 長 越後委員にお願いしたい。

(一同異議なし。越後委員が承諾。)

事 務 局 議題2の審議に入る前に、乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書について、京都市から本審査会へ諮問する。

< 諮 問 >

東 野 会 長 それでは、乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書について審議を行う。

まず事務局から、本件に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事 務 局 < 資料1及び資料2に基づき説明 >

東 野 会 長 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書について、事業者から説明をお願いします。

事 業 者 < 計画段階環境配慮書について説明 >

東 野 会 長 本件は、先程の事務局の説明にあったとおり、京都府からの意見照会から回答までの期間が限られることから、事前に各委員から御意見をいただいております。意見を参考にしながら審査を行う。

事前の意見等では、全般に関するもの、大気質、騒音、水質、交通、温暖化が挙げられている。まず、全般事項について、質問・意見等あれば発言をお願いします。

東 野 会 長 施設に関する御意見等をいくつかいただいている。一つは、現施設と新施設とでどのような違いがあるのか。新施設は未定部分もあると思われるが、焼却温度、炉形式、排ガス処理設備、ボイラ、発電設備などを教えていただきたい。

事 業 者 現施設は、1、2号炉には発電機がなく、3号炉にのみ1,200kWの能力の蒸気タービン発電機を設置している。新施設では、2炉とも熱回収を行い、発電設備を設置する予定である。焼却温度は、現在の維持管理基準では800℃以上となっている。新施設についてもダイオキシン類対策のため、800℃以上から1,000℃の範囲になると想定している。

東 野 会 長 それ以外は決まっていないのか。

事 業 者 お見込みのとおり。

山 田 委 員 処理能力は、現施設が225トン/日、新施設が123トン/日となっている。今後処理量が減少してきた場合は、既存の3炉をすべて稼働するのではなく、2炉のみの稼働などに移行するのか。

事 業 者 現在必要とされている処理能力は、令和5年度実績に基づき算出すると約125トン/日となる。

現状の炉の運転については、ごみの処理量が減っているため、3炉同時ではなく、2炉もしくは1炉である。新施設でも、ごみの処理量に応じて、2炉もしくは1炉で運転していくことになる。

東 野 会 長 現施設の解体工事については、環境影響を対象外としているのか。

- 事業者 解体工事についても環境影響評価の対象である。解体工事の詳細は検討中であるため、今後の方法書等で記載していく予定である。
- 本田委員 件数の多い苦情が、騒音と大気汚染ということであるが、このうち、現施設に対するものは含まれているのか。また、久御山町は、人口が少ないにもかかわらず、苦情件数が多いという結果となっているが、具体的な内容が分かれば教えていただきたい。
- 事業者 苦情の内容はいずれの自治体も非公表となっているため、現施設のものが含まれるかなど、詳細は不明である。
- 東野会長 計画段階配慮事項の選定において、「工事の実施については、周辺環境に重大な影響を及ぼす項目はないと考えられるため、計画段階配慮事項に選定した項目はない。」とあるが、根拠なく書かれているように見えるため、方法書では記載を改善されたい。
- 東野会長 次に、大気質について、質問・意見等あれば発言をお願いします。
- 山田委員 排ガス濃度の自主基準値について、表 21 によると、既存施設と新施設で同じ数値の項目もあるが、新施設の方が厳しく設定している項目もある。この数値設定の根拠は何か。
また、既存施設の水銀に関する自主基準値が法規制値よりも緩い数値に設定されているのは、施設ができたときには水銀の法規制値がなかったためか。
- 事業者 自主基準値は、施設整備時に検討委員会を設け審議している。新施設については、平成 30 年度以降に建設された規模等が同等の施設について、全国の事例を抽出したうえで、設定した。
既存施設の水銀に関する自主規制値については、お見込みのとおり。大気汚染防止法の規制基準である、既設 $50 \mu\text{g} / \text{Nm}^3$ としている。
- 山田委員 新施設は現在の法規制値に基づいて $30 \mu\text{g} / \text{Nm}^3$ 以下にするということか。
- 事業者 お見込みのとおり。
- 本田委員 現行法の水銀規制値は、達成の見込みはあるのか。
- 事業者 性能保証事項として指定し、規制値を守るよう整備を行っていく予定である。
なお、現施設の水銀の処理方式についても、活性炭と消石灰を混合して吹き込むことで、きちんと対応している。
- 本田委員 既存施設と新施設では、処理方法は同等であるということか。
- 事業者 最終的な数値は、排ガス処理方式によるが、現在の自主基準値を上回ることはない。
- 本田委員 硫黄酸化物について、既存施設と新施設の自主基準値を比較すると単位が異なるが、K 値 2.34 を ppm 単位に換算すると、同等以下になるのか。
- 事業者 約 760ppm になる。自主基準値は 50ppm 以下であり、法規制値よりも十分に低い値である。
- 東野会長 図 8 に表 125 のバックグラウンド濃度のデータに利用した向陽局の位置

がないのではないかと。

事業者 バックグラウンド濃度のデータに利用した測定局に誤記があった。正しくは、二酸化硫黄は久御山局、二酸化窒素が大山崎局である。数値には誤りはない。正誤表は準備中である。

東野会長 2%除外値又は98%値への換算式に出典の記載がないため、きちんと記載いただきたい。
ERT-PSDMを具体的にどの地形部分に用いたのか。天王山への計算か。

事業者 お見込みのとおり。

東野会長 こちらも方法書等できちんと記載いただきたい。
最大着地濃度地点の図についても、京都市に該当するのかが分かりにくいため、どこの所在地かが分かるようにしていただきたい。
また、当該地点は工業専用地域で道路近傍にあるため、バックグラウンド濃度には、一般局ではなく、自排局のデータを用いて評価する必要があるが、自排局のデータを使っているのか。

事業者 今回は、沿道大気の話ではなく、環境大気の話であるため、自排局のデータを使っていない。今後の方法書等では、沿道については自排局のデータ、沿道以外については一般環境大気のデータを用いる予定である。
最大着地濃度地点はこれから確定するため、配慮書では参考までに大まかな距離のみを示している。

東野会長 水銀の測定値がないためゼロにしたという記載があるが、令和5年度環境省有害大気汚染物質モニタリング調査結果に京都府内の測定データが2箇所ある。このデータは使わないのか。

事業者 京都府内の測定データを探していたため、確認する。

東野会長 欠席委員から大気質について意見があれば、事務局から発言をお願いしたい。

事務局 道岡委員から、「煙突高さが59mと78mと低い煙突で検討されているが、周辺の建屋が排ガス拡散に及ぼす影響を検討する必要はないか。通常、建屋影響があると、着地濃度が高くなる傾向にある。」という意見をいただいている。

事業者 煙突の高さが、周辺建物の高さの2.5倍以下の場合は、建物等への影響が生じる乱気流に排ガスが巻き込まれるダウンドラフトが生じ、地表面で濃度が高くなる場合がある。配慮書においては建屋の高さが未定であるため、短期平均濃度予測は準備書等で検討する予定である。

東野会長 次に、水環境について、質問・意見等あれば発言をお願いする。

本田委員 「プラント排水の余剰なものについて公共用水域または下水道へ放流する。」となっているが、プラント排水の余剰なものとは、具体的にどのようなものなのか。現在のプラント排水の処理状況と合わせて教えていただきたい。

事業者 プラント排水の余剰分とは、施設内に併設している粗大ごみ処理施設で発生する粉じん対策としての散水や、粉じんによる爆発防止対策のための散水を処理のうえ、外に排水する予定のものである。
現施設では、プラント排水は排水処理設備で処理後、炉内に噴霧されて

いる。新施設では、焼却処理施設分は場内で処理予定である。

本 田 委 員 散水したものを回収し、有害物質の測定を行うのか。

事 業 者 お見込みのとおり。

本 田 委 員 メッシュ 6440 における地下水水質測定結果はないのか。京都府の測定計画がないのか。ない場合、今後の測定計画はあるのか。

事 業 者 手元にデータがないため即答しかねる。京都府の測定計画を確認する。

東 野 会 長 次に、交通関係について、質問・意見等あれば発言をお願いします。

山 田 委 員 廃棄物運搬車両の走行については、現施設の走行ルートから変更なく、台数は変わらない、もしくは減少する見込みなので重大な影響はないとしているが、大型車は国道 171 号線から時間により進入禁止などがあり、工事車両も走るようになった場合に問題が発生することはないのか。

事 業 者 大型車の走行による影響は少なからずあると考えており、方法書以降の手続において、工事車両の影響についても調査を行う予定である。

東 野 会 長 次に、温室効果ガスについて審議する。
方法書以降で算出されると思われるが、現施設から新施設への移行による温室効果ガス削減量を検討いただきたい。

東 野 会 長 欠席委員から温室効果ガスについて意見があれば、事務局から発言をお願いしたい。

事 務 局 小杉委員から、「CO₂排出について、計画段階配慮事項には選定しないことに異論はないが、地球温暖化は本市域を含むすべての地域に関わる環境影響である。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、例えば、佐賀市が採用しているような排ガスからの CO₂ 分離回収・有効利用への将来的な拡張可能性を意識してはどうか」という意見をいただいている。

事 業 者 可燃ごみから発生するガスの処理方法を検討したが、現時点での建設地にはガスを貯留するための場所の確保ができないため、今回は、熱回収による発電や太陽光発電の導入等を考えている。

東 野 会 長 続いて、答申案について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 < 資料 3 及び資料 4 に基づき説明 >

東 野 会 長 ただ今の事務局の説明について、特に質問・意見等がなければ、事務局の案から変更なしでよろしいか。

(一同異議なし。)

東 野 会 長 それでは、乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書について、本審査会から京都市へ答申する。

< 答 申 >

東 野 会 長 これで審議を終了する。